

令和4年度鈴鹿工業高等専門学校入学者選抜における追試験受験申請について

令和4年1月15日（土）に実施する推薦による選抜、令和4年2月13日（日）に実施する学力検査による選抜における追試験受験の申請対象者及び申請手続について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 追試験受験の申請対象者

追試験受験の申請対象者は次のいずれかに該当する志願者とします。

- ア. 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第十八条に定める感染症に罹患、または罹患している疑いがあり、本試験を受験できない者。
- イ. その他、受験者自身の責めに帰することができない理由で本試験を受験できず、追試験の受験を申請した者で、校長がその申請を認めた者

※前項アに示す本試験を受験できない事由は、中学校等の長又は医療機関による証明等により、校長が確認するものとする。

※前項アに示す本試験を受験できない事由を認める期間については、施行規則第十九条に定める出席停止の期間の基準を原則とする。

2. 追試験受験の申請手続

本試験開始前までに本校学生課入試係（TEL 059-368-1739 受付時間 平日9時～16時 試験日当日7時30分～本試験開始前）へ欠席連絡のうえ追試験受験希望を申し出て、担当者から指示を受けてください。

なお、受付時間内に連絡等のない場合は、追試験受験の意思がないものとして取り扱います。